

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年9月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

# 令和7年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年9月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 2階 応援活動拠点室①②

## 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

## 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

## 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣

事務局職員 村上 学

事務局職員 齊藤 達也



■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字南受1095番1 外3筆

地目：田・畑

面積：計2,667㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を令和7年9月1日に実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で兼業農業者です。取得後は水稻や各種野菜を作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、兼業農業者として農地を管理されることから取得後年間150日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は現所有者が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更を検討することになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長

ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 5 番委員

議案第 1 号の番号 1 について 5 番委員が報告します。

申請者は新町地区農家組合の構成員で、地元の水路清掃等にも積極的に参加しつつ、水稻や各種野菜を生産されています。農地の管理でこれまで問題を起こしたこともなく、作付を行わない場合も適切に草刈りを行うなどされてきました。農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

◎議 長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。  
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第 1 号番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第 5 条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書 3 ページの議案第 2 号番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字前田 1 3 7 2 番 外 3 筆

地 目：田

転用面積：計 4, 9 6 3 m<sup>2</sup>

転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 9 月 1 日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は 10ha 以上の広がりがある基盤整備未実施の農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番推進委員 議案第 2 号の番号 1 について 4 番推進委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を有する法人で、不動産業を中心に経営しています。申請地周辺は近年宅地化が進んでおり、今回の申請地周辺には農地はなく、町道を挟んだ西側に農地が残ることとなります。現地調査の際に、周辺道路が拡幅されることを確認し、西側の残農地に影響が及ばないよう依頼しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 1 番推進委員 今回申請者となっている法人は本町で今まで農地転用申請をしている実績はないと思うが、「資力及び信用」の部分は本当に大丈夫なのか。

■事務局

資力については資金証明を提出してもらい確認しています。また信用についても法令等に違反している事実は確認されていませので、現時点で問題はないと考えています。

◆ 1 番推進委員 最近本町で初めて転用申請をした法人がいたと思うが、明らかに予定通り進んでおらず現地は雑草が生えて荒れている。初めて申請する申請者の場合は今までの実績や有資格者の状況などを調べた方がいいと思う。

■事務局

今後は申請に来た際にヒアリングを行って、今までの実績等についても確認していきます。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号2を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字向原1017番3 外1筆  
地目：畑  
転用面積：計247㎡  
転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日に実施しております。  
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について  
農地区分はJRの駅から300m以内にある農地で第3種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は可能であるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長

議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番推進委員

議案第2号の番号2について9番推進委員が説明します。  
申請者は熊本市在住の個人で、地権者の■にあたります。  
今回の計画では農地を無償で貸借し、■の個人住宅を整備する計画です。周辺には農地もなく、周辺農業に影響を与えることもないかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号3を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字中尾上2955番 外1筆  
地 目：田  
転用面積：計2, 147㎡  
転用目的は、資材置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日に実施しております。  
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について  
農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で第2種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は現在一時転用許可を受けているところですが、現在の貸し資材置場としての事業が早期に集結することとなり、そのままの状態で見続き譲受者自身の資材置場として使用したいとのこと。  
一時転用期間内であることから、現状復旧なしでの転用が可能であるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第2号の番号3について7番推進委員が説明します。  
申請者は菊陽町に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に営んでいます。  
今回の申請地は一時転用中であり、国道に接していることや、周辺には店舗や工場があることから今後農地として利用されることは難しく、地権者も農地として利用することはないと聞いておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より、令和7年8月29日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。  
議案書の4ページをご覧ください。  
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件です。  
以上で説明を終わります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の5ページをお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書の6ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年9月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人